

就学支援金（国）、高校生等・新修学支援（国）及び就学支援費補助（県）の支給額

区分			①入学金補助 ※新入生のみが対象	②授業料補助 ※授業料が支給上限額に満たない場合、その授業料が上限額となります。		
年収目安額（※1）			0円～270万円	0円～590万円	590万円～910万円	910万円以上
判定方法			算定基準額（※2）が0円（市町村 民税所得割額が課されないこと）	算定基準額（※2）が 154,500円未満	算定基準額（※2）が 154,500円以上 304,200円未満	算定基準額（※2）が 304,200円以上
支 給 上 限 額	就学支援金 （国）	新制度 （※3）		所得制限なし ○全日制の場合 457,200円（年額） ○通信制の場合 単位制 13,668円（1単位） 上記以外 337,200円（年額）		
		経過措置 （※4）		○全日制の場合 396,000円（年額） ○通信制の場合 単位制 12,030円（1単位） 上記以外 297,000円（年額）	○全日制の場合 118,800円（年額） ○通信制の場合 単位制 4,812円（1単位） 上記以外 118,800円（年額）	
	高校生等 新修学支援（国） （※5）			R8新入生【就学支援金新制度対象外の外国籍生徒 （留学生を除く）】 ○全日制の場合 396,000円（年額） ○通信制の場合 単位制 12,030円（1単位） 上記以外 297,000円（年額）	R8新入生【就学支援金新制度対象外の外国籍生徒 （留学生を除く）】 ○全日制の場合 118,800円（年額） ○通信制の場合 単位制 4,812円（1単位） 上記以外 118,800円（年額）	R8在校生【就学支援金新制度対象外で経過措置が適用 される外国籍生徒留学生を含む】 ○全日制の場合 118,800円（年額） ○通信制の場合 単位制 4,812円（1単位） 上記以外 118,800円（年額）
	就学支援費補助（県）		○就学支援金[新制度] 対象者で全日制・通信制の新入生 年額 50,000円(上限)			

※1 年収目安額について
「年収目安額」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯の場合における年収を示したものです。
（家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収額は変わるのでご注意ください。）

※2 算定基準額について
保護者等の所得について、「市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額」により算出した額を合算したもの
（政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算してください）

※3 新制度の対象者について
日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、
⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※4 経過措置の対象者について
就学支援金〔新制度〕対象外となる在校生（留学生を含む）が対象

※5 高校生等新修学支援について
就学支援金[新制度]対象外となる外国籍生徒等への修学支援（上記※4対象者を除く）